

# 完了検査申請に当たっての追加書類及び 完了検査時にご準備いただきたい資料等について

令和8年2月  
一般財団法人 長野県建築住宅センター

平素は当センターをご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年4月の建築基準法及び建築物省エネ法改正に伴い、特例制度の範囲の大幅な縮小や、新たに住宅等の省エネ基準への適合性検査が必要となるなど、完了検査に係る業務が煩雑・複雑化し、申請に当たっての混乱等でご不便をおかけしているところです。

つきましては、住宅の完了検査申請に当たっては、下表を参考に関係書類等のご用意をいただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 1 完了検査申請に当たっての追加書類等

法6条の区分 規模の概要等	建築確認時の 省エネ対応	追 加 書 類 等	省エネで変更が ある場合の対応
<b>新2号</b> (旧2、3号)  階数2以上 又は 延べ面積 200㎡超  検査の特例： 無	仕様規定 で対応	◇「完了検査申請チェックシート」 ※1、※2  ◇「省エネ基準工事監理報告書 (仕様基準)」 ※3  ◇工事写真等の添付は不要（現場で確認）	◇事前に当センターの担当者と調整し、必要な対応をお願いします。  ◇「 <b>軽微な変更説明書 (仕様基準)</b> 」の提出 ※様式は当センターHPに掲載 ※変更後の仕様表及び性能の根拠を示す書類を添付
	当センターで いずれか取得 ・省エネ適判 ・住宅性能評価 ・長期優良等	◇「完了検査申請チェックシート」 ※1、※2  ◇「省エネ基準工事監理報告書 (標準計算)」 ※3、※4  ◇工事写真等の添付は不要（現場で確認）	◇事前に当センターの担当者と調整し、必要な対応をお願いします。  ◇ <u>省エネ適判の場合</u> 、 「 <b>軽微な変更説明書 (標準計算)</b> 」による ※様式は当センターHP ※ルートA、B、Cによる ※Cの場合は軽微変更該当証明書が必要
	他機関で いずれか取得 ・省エネ適判 ・住宅性能評価 ・長期優良等	◇「完了検査申請チェックシート」 ※1、※2  ◇「省エネ基準工事監理報告書 (標準計算)」 ※3、※4  ◇工事写真等の添付は不要（現場で確認）	◇事前に審査機関のご担当者と調整し、必要な対応をお願いします。
		規則第4条関係 ※5 ※ <u>省エネ基準に係る添付図書一式</u> (一次エネ計算書、断熱仕様、設備仕様及び矩計図で、審査機関の刻印のあるもの)が必要	

<b>新3号</b> (旧4号)  平屋かつ 延べ面積 200㎡以下  検査の特例： 有	審査の対象外	◇工事写真添付	
--	--------	---------	--

- ※1 様式は下記県 HP 建築確認制度等      ※2 枠組壁工法の場合は一部修正して使用  
※3 様式は HP による      ※4 住宅性能評価、長期優良等の場合も含む。  
※5 他機関で審査された場合は、省エネ関係書類の内容の確認に時間を要するため、事前に担当者のチェックを受けた上で提出願います（できるだけ確認申請時での添付をお願いします）。



【長野県 HP 建築確認制度等】

## 2 完了検査時に現場にご準備いただきたい資料等

- ・コンクリートの出荷伝票又は同等のもので品質が確認できるもの
- ・鉄筋のミルシート又は同等のもので品質が確認できるもの（出荷証明等）
- ・地盤改良や杭がある場合は、施工管理報告書等
- ・品質管理記録、自主検査記録等（できれば基準を併記、様式等は任意）
- ・工事写真（各工程）  
基礎配筋、フック又はユニット鉄筋、土台、筋かい、金物、防腐措置、小屋組み、屋根等  
※ 写真は県の「工事写真撮影要領」を参照
- ・省エネ適判等に関する副本の写し又はそのデータ（省エネ部分分かり、審査機関の刻印あり）  
※ 仕様基準による場合及び当センターにおいて省エネ適判等を受けた場合を除く  
※ 事前に提出してある場合は提示不要
- ・断熱材の状況が分かる写真又は納品書等（現地で目視確認できる部分を除く）
- ・冷暖房設備、換気設備等の写真又は納品書等（現地で型番等が目視確認できるものを除く）
- ・高断熱浴槽による場合の納品書等（現地で型番等が目視確認できるものを除く）
- ・太陽光発電がある場合はパネルの設置が分かる写真等（仕様基準以外）
- ・その他、必要書類に疑義がある場合は、あらかじめ検査員に協議願います。